

人間関係における「自由の相互承認」の実質化に向けて

—ケアの倫理を手がかりに—

大石 健斗・鎌田 公寿

要旨：本稿の目的は、ケアの倫理を手がかりに、人間関係における「自由の相互承認」の原理を実質化するための方途を提示することである。人間的欲望の本質は「自由」であり、各人が「自由」を実感するには、互いに「自由」を欲する存在であることを承認すること、すなわち「自由の相互承認」を原理とする社会を構想する必要がある。人間関係のレベルにおいてこれを実質化するには、「自由」な活動を支える「存在の感覚」を得ることが欠かせない。「存在の感覚」は、ケアの倫理の前提である「呼応性」（応答性）によってもたらされる。さらに、応答するには、同じくケアの倫理が強調する人間の脆弱性や依存が鍵となる。具体的には、「自己承認」としての依存の了解と、「他者承認」のための依存の了解によって、関係が「呼応性」（応答性）を帯びるのである。

キーワード：「自由の相互承認」、ケアの倫理、依存、「存在の感覚」、「存在の承認」

1. 問題の所在と研究の目的

本稿の目的は、ケアの倫理を手がかりに、人間関係における「自由の相互承認」の原理（以下、「自由の相互承認」と略記）を実質化するための方途を提示することである。

「自由の相互承認」とは、哲学者の竹田青嗣が、ヘーゲルの相互承認論をもとに近代市民社会の根本原理として定式化したものである¹。「自由の相互承認」を一言でまとめるならば、私達の「生きたいように生きたい」という「自由」への欲望を相互に認め合うこと、である。哲学者・教育学者の苫野一徳は、「自由の相互承認」を実質化する社会的根本条件として、法、教育、福祉の3つを挙げている²。具体的には、法が「自由の相互承認」を理念的に保障し、教育が現実に実質化する。だが、それでもなお、病気や障がい、貧困等の理由によって「自由」が十分に実感されない場合もある。そこで、「自由の相互承認」を下支えするものとして、福祉が機能してきた。しかし、個々の人間関係における「自由の相互承認」の実質化は検討されてこなかった。

これを検討するにあたり着目したいのが、ケアの倫理である。ケアの倫理は、人間の脆弱性や依存を強調する倫理である。その背景には、主体批判やケアの責任の配分の見直しがある。政治学者である岡野八代は、主体批判によって、リベラルな社会が依拠する公私二元論においては、依存する者とそのニーズに応える者は不自由な存在だとみなされ、公的領域から排除されてきたことを明らかにした³。公的領域を構成するのは、身体的・精神的・経済的に自立した政治的主体であることから、依存する者とそのニーズに応える者

¹ 竹田青嗣（2010）『人間的自由の条件：ヘーゲルとポストモダン思想』講談社学術文庫。

² 苫野一徳（2014）『「自由」はいかに可能か：社会構想のための哲学』NHK出版、191-208頁。

³ 岡野八代（2012）『フェミニズムの政治学：ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房、第1部第2章。

の声は反映されてこなかった。そこで岡野は、誰もがケアの受け手であるという事実から政治を構想すべきだとする⁴。このように、人間の脆弱性や依存を強調するケアの倫理は、本論にて示すように、「自由の相互承認」の実質化を検討するうえで多くの示唆を与えてくれる。

以上のことを踏まえ、本稿では、「自由の相互承認」とケアの倫理の関係性について考察し、個々の人間関係における「自由の相互承認」を実質化するための方途を提示する。

本稿は、次の手順をとる。第一に、「自由の相互承認」がなぜ社会の根本原理であるといえるのかについて、主に苫野の論に依拠し、述べていく（本稿「2」）。第二に、ケアの倫理の理念について、「依存」を中心にまとめていく（同「3」）。第三に、「自由」と依存、及び承認とケアの関係について考察し、その結果に基づき、人間関係における「自由の相互承認」を実質化するためには何が必要かを提案する（同「4」「5」）。

2. 「自由の相互承認」とは何か

(1) 「自由」の本質

苫野は、「現象学＝欲望論的アプローチ」⁵を用いて、人間的欲望の本質⁶が「自由」であることを明らかにしたうえで、その欲望を十全に達しうる社会の根本原理は「自由の相互承認」であるとした。

まず、「自由」の本質について述べていく。「自由」は多義的で操作可能な概念であるがゆえに、本質を解明することはほとんど不可能であるように思われる。しかし、苫野はヘーゲル哲学を援用しながら、「自由」の本質を以下のように定義した。

「自由」の本質は特定の状態にではなく、わたしたちの“感度”にあるのだ。繰り返し述べてきたように、「諸規定性における選択・決定可能性」の“感度”、これこそが「自由」の本質なのだ⁷。

以上の「自由」の本質定義を、苫野は、自由の表象の解体を通じて導き出している。苫野は「自由」の表象として、「因果からの自由」、「恣意としての自由」、「解放としての自由」の3つを挙げている⁸。これらは「自由」の表象であり、本質とは区別される。例えば、私達は社会や遺伝子、脳信号によって規定されていることから、「自由」ではないという主張がある。しかし、これは検証不可能であるため、「自由」の本質定義をするう

⁴ 岡野八代（2020）「ケアの倫理から、民主主義を再起動するために」ジョアン・C・トロント著 岡野八代訳著『ケアするのは誰か？：新しい民主主義のかたちへ』白澤社、147頁。

⁵ 「現象学＝欲望論的アプローチ」の要諦は以下の通りである。「わたしたちは、何をもってそれを『よい教育』と『確信・信憑』するのか。すなわち、そこでわたしたちに所与されている『欲望—関心』は何か。また、もしわたしたちがそれを共通了解可能な仕方でも『よい教育』と呼ぶとするならば、その確信の成立条件となる、普遍的に了解されうるような『欲望—関心』はあるだろうか。もしあったとするならば、そのような『欲望—関心』を十全に達成しうる、社会や教育の根本条件（公教育＝教育学の構想指針原理）は何か？これを、『現象学＝欲望論的アプローチ』と呼ぶことにしよう」（苫野一徳（2022）『学問としての教育学』日本評論社、79頁）。

⁶ ここでの本質とは、絶対的な真理を意味しない。「できるだけ普遍的な深い納得の得られる“考え方”」（苫野『「自由」はいかに可能か』、33頁）である。

⁷ 苫野『「自由」はいかに可能か』、102頁。傍点は原文。

⁸ 苫野『「自由」はいかに可能か』、44-67頁。

えでの思考の出発点にはならない。そして、何でもやりたい放題の「恣意としての自由」も現実にはありえない。なぜなら、私達はダイエットをして痩せたいと思いながら、美味しいものを食べたいという複数の欲望に規定されているからである。つまり、欲望及び対立し合う「欲望の複数性」に規定されているために、「恣意としての自由」もありえないのである。また、現実世界において、私達があらゆる制限や強制から解放されたと仮定する。私達は一見、「自由」な存在になったかのように思えるが、他者も同じような状況にあるため、いずれは自己の「自由」と他者の「自由」がぶつかり合い、争いとなる。よって、「解放としての自由」もありえない。

しかし私達は、「自由」であると実感することがある。この実感は疑いえない。そして、「自由」の実感の成立条件を探ると、そこには必ず「諸規定性における選択・決定可能性」の“感度”があるといえる⁹。「わたしたちは、わたしたちが諸規定性の中にあることを十分に自覚した上で、なお、この規定性の中から抜け出せる選択・決定可能性を感じた時に『自由』を実感する」¹⁰。よって、「諸規定性における選択・決定可能性」の“感度”が「自由」の本質といえる。

(2) 「自由の相互承認」

さらに、「自由」とは人間的欲望の本質である。私達人間は“欲望存在”であるといえる。動物は（種類にもよるが）欲求のまま生きているけれども、人間は欲望を自覚することができる。そのため、先に触れた、欲望及び「欲望の複数性」が「諸規定性」となる。例えば、ダイエットをして痩せたいという欲望それ自体が「規定性」となる。また、ダイエットをして痩せたいという欲望と美味しいケーキを食べたいという「欲望の複数性」が「規定性」になることもある。このように、「わたしたちが“欲望存在”であり、諸欲望によって規定されている限り、わたしたちは必ず、これら諸規定性から「自由」になりたいと欲している。欲望の対象は無数にあるが、その本質は、原理的にいって「自由」にある」¹¹。「自由」が人間的欲望の本質であるということは、「だれもが『生（きること）』の『自由』を持っている」¹²こと、「いかなる人間も排除されてはならない」¹³ことの根拠となる。

続いて、各人の「自由」を十全に達しうる社会について述べていく。まず、「自由」への欲望は他者からの承認を必要とする。社会や関係性のなかで「自由」になるために、素朴に自己の「自由」を主張しても、それが他者の「自由」とぶつかり合い、やがて争いになる。そこで、竹田が指摘するように、

人間は自らが自由であるためには、他者の「自由」を自ら承認しなくてはならない。つまり、この意志の一般的表現である「法」を守る責任能力においてはじめて自己の

⁹ 例えば、筆者はテーマパークに行ったときに「自由」であると実感した。内省してみると、テーマパークに行くことで日常という「規定性」を乗り越えられたという実感があつた。

¹⁰ 苫野『「自由」はいかに可能か』、87頁。

¹¹ 苫野『「自由」はいかに可能か』、128頁。

¹² 苫野『「自由」はいかに可能か』、95頁。

¹³ 苫野『「自由」はいかに可能か』、93頁。

「自由」の資格を確保しうる¹⁴。

人間は生まれながらにして「自由」であるわけではない。他者の「自由」を認めることで「自由」になりうる。ここで重要となるのが、あくまでも自己の「自由」を出発点にすることである。例えば、社会を構想するうえで、「絶対自由」「絶対平等」「他者尊重」などの「理想理念」や「理想状態」を出発点にすると、それらの抱える矛盾を「当為」という倫理的要請や超越項によって解決することになる。こうしてそれぞれの「理想理念」が絶対化された場合、対立を克服する原理が存在しないのである¹⁵。そこで、自己の「自由」に出発点を置き、「自分は〈自由〉だただナイーブに主張し合うのではなく、相手が〈自由〉な存在であるということ、〈自由〉を欲する存在であるということ、まずはお互いに承認し合うこと。そしてその上で、互いの〈自由〉のあり方を調整し合うこと」¹⁶、すなわち「自由の相互承認」を社会の原理とするわけである。

以上のことから、人間的欲望の本質である「自由」を十全に達しうる社会は、「自由の相互承認」に基づく社会であるといえる。具体的には、本稿「1」でも触れたとおり、法が「自由の相互承認」を理念的に保障し、教育が現実に実質化し、福祉が下支えするのである。

3. ケアの倫理とは何か

(1) 「正義の倫理」と「ケアの倫理」

ケアの倫理のはじまりは、1982年に遡る。この年に、心理学者キャロル・ギリガンの『もうひとつの声』が出版された。ギリガンは、従来の発達心理学が、道徳的な価値判断について、男性のそれを標準としたがゆえに、女性の価値判断は無視されるか、低い評価しか与えられてこなかったことを指摘した。そこから、「正義の倫理」に対して、「ケアの倫理」を提唱した。以下、この2つを対比させながら、それぞれの内容を確認する。

「ハインツという名の男が、自分は買う余裕のない薬を、妻の命を救うために盗むべきか否かを考えているという問題」¹⁷（通称「ハインツのジレンマ」）において、被験者である男の子のジェイクと女の子のエイミーの道徳判断は異なるものであった。ジェイクは、命はお金よりも価値があるから「盗むべき」という意見をもっていた。ギリガンはジェイクについて、「なにが『行ないとして正しいこと』なのかを認識している他人が存在することを期待するような、道徳的価値についての同意、社会的コンセンサスを仮定しているのです」¹⁸と分析している。一方でエイミーは、「彼はやはり薬を盗むべきではないし、また彼女も死なせるべきでもない」¹⁹とし、話し合うことで別の方法を見つけるべきだという。ギリガンはエイミーのジレンマの解決法について、以下のように分析している。

¹⁴ 竹田『人間的自由の条件』、55頁。

¹⁵ 竹田『人間的自由の条件』、201-268頁。

¹⁶ 苫野『学問としての教育学』、99-100頁。傍点は原文。

¹⁷ キャロル・ギリガン著 岩男寿美子監訳（1986）『もうひとつの声：男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、40頁。

¹⁸ ギリガン『もうひとつの声』、42頁。

¹⁹ ギリガン『もうひとつの声』、46頁。

エイミーのジレンマの解決法は、人との結びつきを断ち切るのではなくむしろ強めることによって、つまりハインツの妻を取り巻く状況を改善するにあたって、コミュニケーションによるネットワークを活性化させることによって導かれてくるのです²⁰。

このように、ジェイクは「論理と法律のシステム」を通じて、エイミーは「人間関係のなかでのコミュニケーション」を通じて、他者の合意を得ようとした。前者、すなわち正義の倫理は法的主体に準拠しており、後者、すなわちケアの倫理は人間関係に依拠しているといえる。また、正義の倫理とケアの倫理では、自己と他者及び両者の関係性の捉え方が異なる。正義の倫理においては、自己を起点としたうえで、平等な権利主体である他者を想定するが、ケアの倫理においては、自己を関係のネットワークに位置付けたうえで、個別具体的な他者を想定する。

(2) ケアの倫理における「依存」の位置付け

ギリガンが指摘するように、ケアの倫理が命じるのは、自分の要求が応えてもらえないことによって傷つくのをさけることである²¹。ここでは、人間の脆弱性や依存が強調されている。そもそも人間は、必ず誰かのケアを必要とする存在である。以下では、哲学者のエヴァ・フェダー・キテイ、政治学者のジョアン・C・トロントの論に依拠し、依存について考察を進め、ケアの倫理における位置付けを明確にする。

キテイは、誰もが経験する「不可避の依存」、そして「不可避の依存」から派生する「二次的依存」について論じている。キテイは「不可避の依存の例として、乳幼児期の未発達な状態をはじめ、どんなに世話が行き届いた環境においてもその人から機能を奪う病気や障害、老衰など」²²を挙げている。さらに、「不可避の依存」から派生する「二次的依存」を問題化する。「二次的依存」についてキテイは、「経済的依存は多くの場合、同時に精神的・政治的・社会的依存と弱体化を引き起こす。これは二次的依存、あるいは派生的依存と呼ぶことができる」²³と述べている。具体的には、「依存労働者」²⁴が外部から資源を調達する際に、その外部の稼ぎ手に依存せざるをえない状況のことを指す。そのため、「依存労働者」は稼ぎ手に対して弱い立場に陥りやすく、支配や強制を伴った依存関係に巻き込まれやすくなる。さらに、「依存労働者」は依存者をケアする責任を負いながら、かつ依存者のニーズと自己（「依存労働者」自身）のニーズを満たさなければならないため、負担がきわめて大きいことは明白である。ここからキテイは、「ドゥーリア」の概念を導くのである。それはすなわち、

人として生きるために私たちがケアを必要としたように、私たちは、他者——ケアの労働を担う者も含めて——も生きるために必要なケアを受け取れるような条件を提供す

²⁰ ギリガン『もうひとつの声』、50頁。

²¹ ギリガン『もうひとつの声』、65頁。

²² エヴァ・フェダー・キテイ著 岡野八代・牟田和恵監訳（2010）『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社、81頁。

²³ キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、102頁。傍点は原文。

²⁴ キテイのいう「依存労働者」とは、有償か無償かを問わず、脆弱な状態にある他者をケアする仕事を指す（キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、83-85頁）。

る必要があるという考えである²⁵。

また、トロントはケアについて、以下のように述べている。

ケアはすでに、どこにでもあります。そして、わたしたちはみな、ケアを提供する者であるだけでなく、わたしたちすべてが、誰でもケアを受け取るひとなのです。これは、若い時、年老いた時、そして弱った時には、人類全てにとっての真実なのです。しかしまた、こうしたことは、あなた方やわたし自身にとって、日常の真実です²⁶。

依存は「人類全てにとっての真実」であり、そのため、私達は常に他者とのケア関係のネットワークのなかを生きている。しかし、トロントが鋭く指摘するように、「現実の生活では、大きな権力には、特権的な無責任がついてくる」²⁷。つまり、自立していると思込んでいる人々は、ケアを自分以外の他者（それも自分より立場の弱い人々）に任せているのである。そして、ケアをする人々（主に女性や弱い立場に置かれた人々）は低賃金で仕事を行い、また他者に経済的に依存していることから、自立した人間ではないとみなされてきた。こうして、ケアが各人に十分に行き届かない社会が維持される。

キテイとトロントの主張に共通しているのは、依存という事実に基づき、ケアに纏わる権力を克服することであるといえる。その先に、岡野が以下のように指摘する、他者への応答責任の自覚がある。

ケアの倫理の前提は、応答しうる *response-able* 存在、すなわち責任あるひとである。この場合の責任とは、繰り返しになるが、一般的な規則、すなわち義務に従う責任ではなく、具体的な状況のなかで発せられた他者からの声に応答する責任である²⁸。

人間存在の依存を理解することは、他者がケアを必要とする存在であることに目を開き、ニーズを注視するうえで不可欠である。加えて、自らの自立を問うことで、他者へのケアの責任を引き受けることもできるのである。

4. 「自由の相互承認」とケアの倫理の関係性

ここまで述べてきたことを踏まえ、「自由の相互承認」とケアの倫理の関係性について考察していく。

まず、「自由」と依存の関係を捉え直したい。キテイが明らかにしたように、私達は「不可避の依存」を経験する。加えて、トロントが主張したように、日常生活はケアに満ちており、このようなケア関係のなかにおいて私達は存在している。そのため、人間存在

²⁵ キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、293頁。傍点は原文。

²⁶ ジョアン・C・トロント著 岡野八代訳（2020）「ケアするのは誰か？：いかに、民主主義を再編するか」ジョアン・C・トロント著 岡野八代訳著『ケアするのは誰か？：新しい民主主義のかたちへ』白澤社、31頁。

²⁷ トロント「ケアするのは誰か？」、55頁。

²⁸ 岡野『フェミニズムの政治学』、158頁。傍点は原文。

から依存を完全に消去することはできない²⁹。したがって、「自由」の実感も、誰かに依存することで（依存の程度は一人ひとり異なるにしても）得られるのである。ここから、「自由」と依存は対立関係にあるのではなく、依存すること、さらにケアを受けとることは、「自由」を実感するための前提条件であるといえる。

次に、承認とケアの関係について論じていく。哲学者の西研は、精神科医であるジョン・ボウルビィの「安全基地」の概念に基づき、「自由」と承認の関係について以下のように述べている。

「安全基地」とは、幼い子どもが養育者に見守られている、つまりその存在を承認されていることによって、養育者を安全なよりどころとして感じられることです。そのような関係があれば、子どもは安心して養育者から離れ、自由に活動できるのです。[…中略…]〈存在の承認が安全基地をつくり出すことで、人は自由に活動できるようになる〉ということになります³⁰。

社会生活において、私達の前には「諸規定性」が立ちはだかる。それは、仕事のノルマや受験、そして人間関係等様々である。そのなかで、家族や親しい友人、恋人によって無条件の「存在の承認」がなされることは、傷ついたり落ち込んだりした際に「安全基地」となる。「安全基地」があるからこそ、とかく能力が評価対象となる社会において、「諸規定性」を乗り越えようと挑戦することができ、乗り越えられたときに「自由」を実感できるのである。そのため、「存在の承認」は、（特に社会的な）「諸規定性」を乗り越える際に重要なものとなる。

「存在の承認」は、「存在の感覚」とも繋がると考える。哲学者の村上靖彦は、ケアと「存在の感覚」の関係について、以下のように述べている。

願いを支えるケアの手前には「存在を支えるためのケア」とでも呼びうるものがある。これは「生を肯定する」というケアの働きの土台である³¹。

ケアラーが眼差し、声、触覚で子どもや高齢者に向けてメッセージを送ること、そしてその人からの表現に応答すること。これらのケアが存在の感覚を生み出すのだ³²。

「存在の感覚」は、私達自身のニーズや想いが誰かに受けとめられたり、それに対して応答されたりすることで得られる。これは、先に述べた「存在の承認」とも繋がる。西は承認について、「『承認』ということの根幹には、じつは、この呼応性（呼べば応える）があるのかもしれませんが」³³と述べている。誰からも相手にされず、無視されていたら、

²⁹ 筆者は、「自立・自由」への意志というものを拒否したいわけではないし、誰かに依存することを強制したいわけでもない。「自立・自由」を意志する際に、「一人の論理」ではなく、「関係性の論理」に依拠することの重要性を主張したいのである。

³⁰ 西研（2021）『しあわせの哲学』NHK出版、81-82頁。傍点は原文。

³¹ 村上靖彦（2021）『ケアとは何か：看護・福祉で大事なこと』中公新書、106頁。

³² 村上『ケアとは何か』、112頁。

³³ 西『しあわせの哲学』、105頁。

「存在の感覚」は得られない。つまり、他者や環境世界に向けた働きかけが、受けとめられたり、応答されたり、何か変化をもたらしたりすることで意味あるものとして立ち現れるときに、「存在の感覚」を得られるのである。そして、前述したようにケアの倫理は、他者のニーズを注視し、「応答しうる存在」を前提としている。よって、ケア関係には「存在の感覚」を生み出す「呼応性」（応答性）が含まれているといえる。ケアの倫理に基づく応答により「存在の感覚」が生まれ、それが「存在の承認」の核たる部分となるのである。

5. 結語—「自由の相互承認」の実質化に向けて—

ここまでのところで、次のことが明らかとなった。人間的欲望の本質は「自由」であり、各人が「自由」を実感するには、互いに「自由」を欲する存在であることを承認すること、すなわち「自由の相互承認」を原理とする社会を構想する必要がある。そして、「自由」な活動は「存在の感覚」によって支えられる。「存在の感覚」は、ケアの倫理の前提である、呼びかけたら応えてくれるという「呼応性」（応答性）によってもたらされる。この「存在の感覚」が、「存在の承認」の核となっている。したがって、ケアの倫理に基づき関係を構築することは、「自由の相互承認」を実質化するための1つの方途であるといえる。

そうした関係において、ケアされる者が「存在の感覚」を得るためには、ケアする者とケアされる者の双方における、依存に対する理解が必要だと筆者は考える。それは、「自己承認」としての依存の理解、そして「他者承認」のための依存の理解である。

まず、「自己承認」としての依存の理解について。これは、主にケアされる者が依存する存在であることを認めることである。現在の社会では、何かできることや身体的・精神的・経済的に自立することが重視される傾向がある。そのため、誰かに依存することは恥ずべきことだと思ひ込みやすい。よって、誰かに依存する自身を承認することは、一種の勇気を必要とする。しかし、依存する自分自身を承認することによってニーズを表明でき、そしてニーズの表明があってはじめて、他者から応答されるのである。

次に、「他者承認」のための依存の理解について。これは、主にケアする者が、自身も依存する存在であることを了解したうえで、相手を受け容れる姿勢をもつことである。私達は、置かれた状況によっては他者に依存していることを忘れてしまう。すると、誰かに依存する他者を蔑んだり、排除したりする危険性が高くなる。そうなると、他者をケアすることはもちろん、自身のケアする責任を自覚することも難しくなる。だからこそ、自分自身も依存する存在であることを了解することで、他者と関係し、受け容れる姿勢ができるのである。

このように、「自己承認」としての依存の理解と「他者承認」のための依存の理解が、「呼応性」（応答性）を帯びるケア関係の一契機となる。これが「存在の感覚」をもたらすのである。

以上の成果をもとに、今後は、苫野による「現象学＝欲望論的アプローチ」の立場から、ケア関係の本質条件、及び、私達が他者をケアしたいと思う「欲望論的」条件の解明に取り組みたい。